

1. 喀痰中好中球エラスターゼ検査

- じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者については、じん肺法第3条第1項第3号の厚生労働省が定める検査を行うこととされている（じん肺法第3条第3項）。
- 同検査は結核菌検査、たんに関する検査、エックス線特殊撮影による検査とされている（じん肺法施行規則第7条）。
- このうち、たんに関する検査は、現在は目視によるたんの量と性状の検査が行われている。
- 合併症のうち、続発性気管支炎では、気道の慢性炎症性変化に細菌感染等が加わっているため、たんの中の細菌検査が必要になることがある。また、膿性たんの客観的な指標として、たんの好中球エラスターゼ検査がある。
- たんの好中球エラスターゼ検査については、膿性たんの客観的な指標として、有益と考えられるが、たんの採取方法によっては適切な結果が出ないことも考えられる。

したがって、じん肺診査ハンドブックの今回の改訂において、以下のように記載してはどうか。

膿性たんの客観的な指標として、たんの好中球エラスターゼ値があり、膿性たんが持続する場合には検査して確認することが望まれる。ただし、この検査結果が陰性であったとしても、採取された検体が適切に採取されたものでなかったこと等も考えられることから、この検査結果のみをもって、合併症の有無が機械的に判定されるものではなく、あくまで、総合的な医学的判断で判定することとする。

じん肺診査ハンドブックにおける検査の取扱い

2. 胸部CT検査

- じん肺法第3条において、じん肺健康診断はエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）とされている。
- また、CT写真はじん肺健康診断の際に参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えない、とされている（「第10次粉じん障害防止総合対策の推進について」令和5年3月30日付け基発0330第3号）。
- CT写真については、じん肺の評価において、適切なスライス厚は今後の課題として残る、との報告もある（平成28年度厚生労働科学研究「じん肺の診断基準及び手法に関する調査研究」研究代表者：芦澤和人）。

したがって、じん肺診査ハンドブックの今回の改訂において、以下のように記載してはどうか。

じん肺審査におけるCT検査の位置づけは、通常の呼吸器診療と異なっており注意が必要である。

じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第3条にてエックス線写真とされており、胸部エックス線写真をじん肺標準写真と対比して、じん肺のPR分類を決定することになる。したがって日常の呼吸器診療においてCTは幅広く利用されているが、じん肺審査においては、エックス線写真を用いずにCT所見に基づいてPR分類を決定することはない。ただし、CT写真をじん肺健康診断の際にCT検査の限界も考慮しつつ参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合には、利用して差し支えない。

したがって、じん肺審査の対象者がCTを撮像されている場合は、必要があれば都道府県労働局から申請者にCT写真の提出を依頼することができる。

また、管理区分2以上と決定され、経過観察中に胸部エックス線写真においてじん肺陰影以外の異常陰影が認められた場合や臨床所見から合併症が疑われる場合は、その精査として胸部CT検査を積極的に施行すべきである。